

鳥取市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
鳥取市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1 計画の趣旨、現状

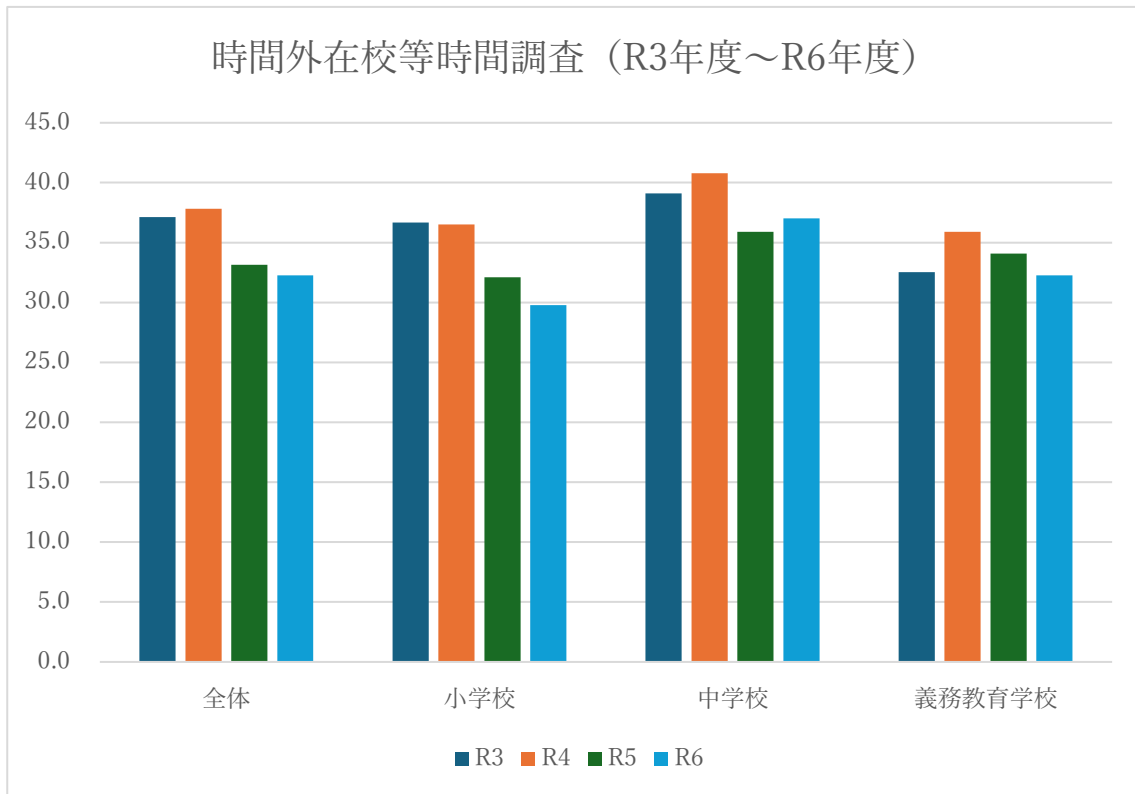
(1) 計画の趣旨

- 教育職員（以下「教員」という）の業務負担の軽減を図り、その専門性が十分に発揮でき、子どもと向き合う時間が確保できる働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教員一人一人の働き方に対する意識を醸成することは、教員の日々の生活の質や維持向上を図るためには重要なことである。
- 本市では、令和2年3月に「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定し、教員の働き方改革を推進してきた。この取組により、教員の意識改革、家庭・地域の協力のもと一定の成果を上げることができた。しかしながら、時間外在校等時間に係る指標の達成には至っておらず、学校、家庭、地域住民、教育委員会、行政が一体となった計画を策定し、より一層取組を強化していく必要がある。
- 令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」及び令和7年9月に公示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」等を受け、本市教員の勤務状況等に関する状況を改めて把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施するため、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という）を定めることとした。これにより、教員が子どもの指導に専念できる環境を整えたい。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校における働き方改革推進のための基本方針」を定め、学校、保護者、地域住民等が一体となり、教員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○令和3年度から令和6年度までの本市における教員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。



	全体	小学校	中学校	義務教育学校
R3	37.1	36.7	39.1	32.5
R4	37.8	36.5	40.8	35.9
R5	33.1	32.1	35.9	34.1
R6	32.3	29.8	37.0	32.3

【令和6年度勤務時間外における業務時間数等の統計より】

○本市における教員の時間外在校等時間は経年で減少傾向にある。一方で、本市学校働き方改革推進委員会での協議において、さらなる時間外在校等時間の縮減のためには、これまでの取組を徹底するとともに、学校種別の事由に応じた取組の推進が必要な時期に来ているとの指摘があった。

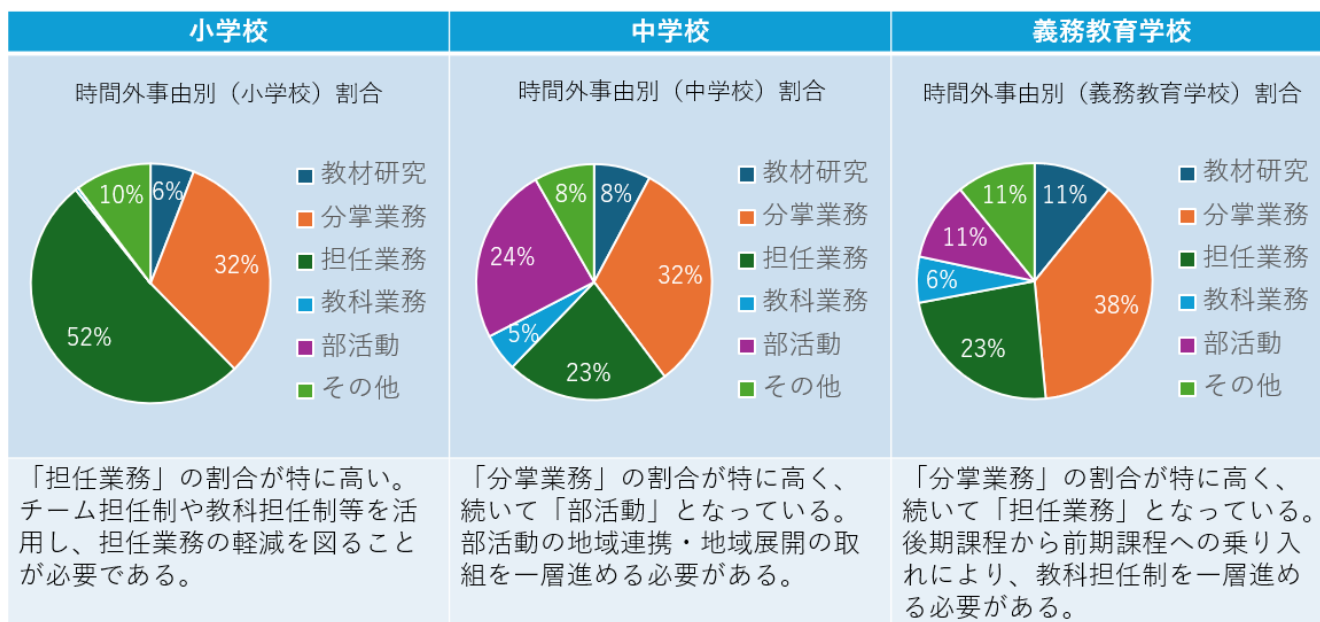
○本市における教員の時間外在校等時間の令和6年度の状況については以下のとおりであった。

「時間外在校等時間の平均及び時間外在校等時間45時間以上の割合」

	年平均	月45時間～80時間の割合	月80時間を上回る割合
鳥取市全体	月32.3時間	25.6%	1.6%
小学校	月29.8時間	22.1%	0.8%
中学校	月37.0時間	32.3%	4.8%
義務教育学校	月32.3時間	24.9%	1.7%

【令和6年度勤務時間外における業務時間数等の統計より】

「時間外在校等時間に係る事由別集計」



【令和6年度勤務時間外における業務時間数等の統計より】

- 時間外在校等時間の平均は32.3時間となっており、文部科学省の示す「令和11年度までに平均30時間」に向けて着実に縮減しつつある。一方で、月45時間以上の割合は27.2%となっており、この割合の減少が引き続きの課題となる。事由として校種を問わず多いのは分掌業務である。また、校種により異なるものとして、小学校では担任業務、中学校では部活動が多くなっている。校種別の事由に対応した取組の推進が必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以上の割合を0%にする【R6結果：1.6%】
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を27時間程度にする【R6結果：32.3時間】
- ・1年間における時間外在校等時間の平均を360時間以内にする【R6結果：388時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【新規】【R6：結果10.2%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする（全国平均100）【新規】【R6結果：78.9】
- ・ストレスチェックにおける働きがいの値を3.5以上とする（全国平均2.6）【新規】【R6結果：3.2】

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・未実施の学校においては、学校運営協議会の議題に挙げるなどして検討し、地域住民や保護者による交通安全指導や見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡制度において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を確保する等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教員の専門性に深くかかわるものを除き、事務職員が中心となって回答する他、学校業務支援システムのアンケート機能やクラウドを用いた回答等を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・「鳥取市学校プール施設のあり方に関する基本方針」に基づき、民間スイミングスクールを活用した学校水泳授業の拡大等を検討する。
- ・学校施設開放に当たっては「スマート予約システム」を活用し、施設貸出等の管理業務の負担軽減を図る。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和9年度から休日の部活動の地域展開を実施するとともに、平日の部活動の在り方（活動日数・時間、平日の地域展開等）について検討する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・教材等の印刷や物品等の管理、その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが積極的に行うとともに、クラウドを活用した教材や資料文書の共有等を推進する。
- ・小学校において、教科担任制や交換授業を積極的に導入することで、担当教科数を絞って教材研究の時間を確保するとともに授業の質の向上を図る。
- ・小学校において、チーム担任制導入校の情報を共有し、導入に意欲をもつ学校を支援することで、導入校における担任業務への負担感の軽減や、チーム担任制による生徒指導力の向上を図る。

◆学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・学校業務支援システムや中学校・義務教育学校後期課程に導入したデジタル採点システムの活用を促し、採点業務や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・教育委員会が関係機関との役割や取組、学校との連携の在り方に関する研修を年1回は実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働して支援を行うことができる体制を構築する。
- ・不登校児童生徒が学校以外の地域人材や関係諸機関等の支援につながっている割合が83.5%をめざし、学校と関係諸機関が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・支援を必要とする児童生徒の学習活動の充実に向けて、取組の視点や具体的な取組例を提示したツールの作成及び活用を行うとともに、校内外の関係職員と連携を図りながら支援を行う好取組事例の提供や、具体的な演習・実地の内容を中心とした研

修等を行い、教職員が連携・協働して支援にあたることのできる校内支援体制の構築を強化する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて清掃の時間・頻度の見直し等や放課後に行われる児童生徒の活動時間を教員の勤務時間内に適切に設定する等の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、教職員と保護者間・児童生徒間・教職員間の連絡等を効率化し、「G I G Aスクール構想下での校務D Xチェックリスト」に基づいた自己点検を行い、前年度以上の達成率を図る。
- ・学校の電話の録音機能を全ての学校に順次導入していく。また、各学校においては実態に応じた電話対応時間の検討を行う。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容について取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教員で本人が希望又は校長が勧奨する者、また100時間を超えた全ての者に対し、医師による面接を実施する。
- ・全ての学校でのストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・令和8年度中に、学校における週1回の定時退勤日の設定を100%とするとともに、各学校で実施の状況を把握し課題に対する取組を工夫することで定時退勤ができる環境を整える。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内学校の教員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、鳥取市教育委員会のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標達成の状況については、本県で導入している勤怠管理システムで把握し、その他の目標については、本県で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・本市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときには、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域住民の理解を促進するため、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について鳥取市教育委員会のHPでの周知を行い、協力が得られるよう努める。